学則に関する注意事項

（介護福祉士）

|  |  |
| --- | --- |
| 学則の主な項目 | 留　意　点 |
| １　設置目的 |  |
| ２　名　　称 | ・学科、専攻、コース名まで明記すること。  　（△大学短大においてコース制をとる場合） |
| ３　位　　置 | ・養成施設の所在地を明記すること（△大学等で別キャンパスを設けている場合）。 |
| ４　修業年限 | ・法39条第１号該当養成施設は２年（夜間課程は３年）以上  第２号該当養成施設は１年（夜間課程は２年）以上  第３号該当養成施設は１年（夜間課程は２年）以上  ・福祉系高等学校は３年以上  ・福祉系高等学校の専攻科は２年以上 |
| ５　生徒定員、学級数 | ・１学級の定員数は、５０人以下とすること。  ・大学、短大でコース制をとる場合は、細則等で定員を明記すること。 |
| ６　養成課程、  　 履修方法 | △指定規則別表に基づき編成された各科目・授業時間数を明記し、これらはすべて必修とすること。 |
| ７　学年、学期、休日 | ・日曜・祝日、夏期・冬季休業、創立記念日等を明記すること。  ・学期の開始及び終了日を明記すること。 |
| ８　入学時期 | ・時期を明記すること。 |
| ９　入学資格 | 各該当要件を明記すること。  （一般の介護福祉士養成施設ルート・２年以上）  　・学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学できる者（大学の場合において、当該大学が同法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）  （社会福祉士養成施設卒業者ルート・１年以上）  　・大学(短期大学を含む)、大学院、高等学校・中等教育学校の専攻科、盲学校・聾学校・養護学校の専攻科、専修学校の専門課程、各種学校において平成20年文部科学省・厚生労働省令第３号に定める科目（指定科目）を修めて卒業した者／大学（短期大学を除く。）において指定科目を修めて学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者  　・大学(短期大学を含む)、大学院、高等学校・中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程、各種学校において指定科目のうち実習科目以外を修めて卒業し、その後大学院、大学、短大で実習科目を修めた者  　・大学（短期大学を除く。）において指定科目のうち実習科目以外を修めて学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者  　・学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学できる者であって、厚生労働大臣の指定する社会福祉短期養成施設又は社会福祉士一般養成施設を卒業した者  （保育士養成施設卒業者ルート・１年以上）  　・学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学できる者（保育士養成施設が大学である場合において、当該大学が同法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働大臣の指定した保育士養成施設を卒業した者  （福祉系高等学校）  　・学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者 |
| 10　入学者の選考 | △選考方法を明記すること。 |
| 11　入学手続 | △内容を明記すること。 |
| 12　休学、退学、復学 | ・内容を明記すること。 |
| 13　学習の評価（成績考査）、課程修了の認定（卒業） | ・出席時間数が２／３（介護実習のみ４／５）に満たない者に対しては履修認定をしない旨明記すること。  △履修の認定方法を明記すること。  △追試験及び再試験の方法を明記すること。 |
| 14　入学検定料、  　　入学金、授業料、　　実習費等 | ・内容を明記すること。  ・周辺地域とのバランス等を勘案し、適当な金額とすること。 |
| 15　教職員の組織  16　賞罰 | ・内容を明記すること。 |
|  | |

注１　△印については細則等での明記も可。

注２　単位制を採用する場合は、細則等において各科目の授業時間数を明記すること。